



星空とタウシュベツ川橋梁 (上士幌町)

それらに引き換え、「我々も、彼らが暴発するかもしれないということにたじろげば彼らの思うツボである」との安倍首相の答弁(28日の予算委員会)には、その熟慮と冷静さが欠落している。衝突を避けるために、先にハンドルを切ったものが負けという「チキンゲーム」のつもりらしい。国民の命と安全への配慮もなく、思慮のある大人の発言とは思えない。早期に退場を願いたい。

◆新年は1月9日(火)より業務を開始します。

米国の元国防長官のペリー氏は、朝日新聞のインタビューで、「トランプ政権で国防長官を務める自分の姿は想像できない」といい、「軍事衝突に代わる手段は外交以外にない」「対話しなければ良い結果は得られない」と言い切る。「良い結果が生み出せるか自信があるわけではない」と正直だが、追い込まれた金正恩氏が「何をしているのか、何を信じているのか、耳を傾ける必要がある」と強調した(昨年11月29日)。

同日未明の新型大陸間弾道ミサイル発射で、アメリカ、北朝鮮の軍事衝突の危険性が際立って、同氏の示す熟慮と冷静さは、外交なき「制裁」だけが本当の打開策でないことを改めて示した。

新年あけましておめでとつございます



トピックス

いちえふ弁護士 弁護士 高橋 健太

「いちえふ」とは福島第一原発(福島第一原子力発電所)を指します。我々は、平成26年から、弁護士を組み、福島第一原子力発電所の作業員の労災事件に取り組んでいます。この方は、平成23年7月から福島第一原発における作業に従事し、その約11か月後に体内1か所に癌が見つかり、その後約1年間のうちにさらに別の2か所の癌が見つかり、被ばくの影響が強く疑われます。現在、国を被告とする訴訟(次回期日:2月22日14時〜)と東電外2社を被告とする訴訟(次回期日:3月1日11時〜)が札幌地方裁判所に係属しています。訴訟はどなたでも傍聴できますので、ぜひ期日に足を運んでみて下さい。

ホームページのご案内

たかさき法律事務所ホームページでは、当事務所の弁護士が携わる講演会や裁判の動向など最新の話題をTopicsとして取り上げ、紹介しております。ぜひご覧ください。
また、9条の会「ちょっと、やばいしょ!!」のページでは、憲法9条に関する多くの意見、感想が掲載されております。こちらもよろしくお願いたします。

事務局一言 事務局長 池田 滋

昨秋に事務所を改装し、窮屈ではないかと不安でしたが、前よりも事務局と弁護士の距離が近くなったぶん、疎通が良くなったように思います。これからも社会的弱者救済を信条とする弁護士の諸活動を支えるため向上心を忘れず頑張ります。

編集後記

2018年新年号をお届けします。新人弁護士を1名迎え、皆様に充実した法的サービスを提供できるよう、事務所一同頑張ります。本年もよろしくお願致します。(渡部)

安民法制違憲訴訟を提訴

平成29年1月16日、268名の市民が原告となり(第2次を含め381名)、札幌地裁に安民法制違憲訴訟を提起した。この裁判では、安民法制によって平和的生存権や人格権が侵害されそれによって生じた精神的苦痛についての損害賠償請求と自衛隊の出動を許さないという差止を求めています(全国では約7200名の原告が、21裁判所で係争中)。
憲法違反の安民法制の強行採決により、日々の平和な暮らしがいつ脅かされることになるか分からない状況です。若者を戦場に送らない、殺し殺されることのない社会を守るためにも、多くの方のご協力が必要不可欠です。支援者の募集もしています。ご協力のほど



即日相談が好評です

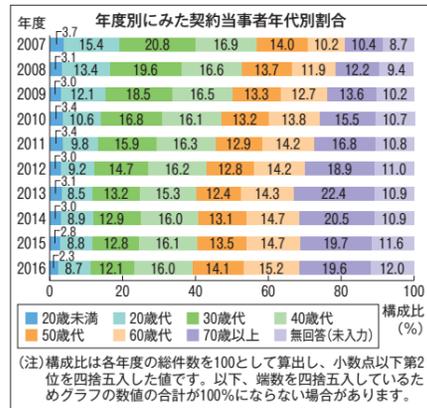
その日のうちに相談を希望される方に、平日午後3時から7時まで、ご相談に応じます。

初回無料相談 初回相談に限り、相談料は1時間まで無料としております。2回目以降の相談については、1時間5,400円(税込)です。

休日相談 土曜日、日曜日、祝日も、ご相談に応じます。

相談受付電話番号 011-261-7738

(平日午前9時15分から午後5時まで)
FAX (011-261-7718) は24時間受付
HP: <http://www.law-takasaki.com/>



消費者庁よれば、全国の消費者被害全体で、業者等に支払ってしまった金額の推計は、平成28年の1年間で4兆8000億円とのこと。特に高齢者の消費者被害が増加傾向にあります。北海道の消費生活センターへの相談件数が多い類型は、通信販売、訪問販売、電話勧誘販売です。被害を防止するために重要なことは、一人で抱え込まず相談すること、そして、悪質業者の手口を知る事です。悪質業者から請求や勧誘をされたが、被害に至らなかったというケースの約7割は、手口を知っていたことによるものです。消費生活センターのホームページを見ると、新たな



消費者被害から身を守るために
弁護士 渡部 敏広

紛争予防・終活

弁護士 小野 裕貴

- 1 遺言の必要性**
自分の財産は、自分の考えで処分したいと思われようが、死後に、被相続人自身の考えを直接聞くことはできません。そこで、生前の意思を明確にしておくのが遺言です。自分の財産である以上自由に処分できるのが原則です。
具体的にどの財産を誰に相続させるか細かく指定することもできますし、法定相続人ではない方へ、遺贈することもできます。
- 2 自由処分の例外・遺留分とは**
ただし、自由な処分の例外として、遺留分という制度があります。遺留分とは、一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。被相続人の意思を尊重すると

手口を含む様々なケースが紹介されていますので、一度ご覧になってみてください。悪質な電話勧誘の防止策の一つとして、留守番電話の活用があります。常に留守番電話にしておき、掛け直す必要があるものだけ後から電話をかけるという方法です。悪質業者と直接やりとりしないことは、被害防止のために重要です。
もし契約をしてしまった場合でも、クーリング・オフや中途解除等ができる可能性があります。早めにご相談ください。

はいえ、一定範囲の相続人の生活を保障する必要もあります。そこで、法律で、配偶者、子供、子供がいなかった場合の父母に対して、最低限度の財産は相続できるように制限しています。ただし、兄弟姉妹は、法定相続人にはなりませんが、遺留分はありません。

3 遺言の種類
全文を自分で書く自筆証書遺言は、費用が掛からず、本人単独で作成できるため秘密にできますが、死後に争われることも多く、それ以前に、証書自体が発見されない危険や発見した相続人に破棄されてしまう危険もあります。

そのため、遺言は、公正証書遺言として作成するのがおすすです。公正証書遺言に行き、公証人が遺言者本人と面接相談して作成し、原本を公証役場に保存するため安心確実です。遺言時に2人の立会証人が必要のため遺言内容が開示されてしまいますが、弁護士を証人にすれば守秘義務の保護があり、内容が知れ渡るおそれもなく安心です。遺言内容も、弁護士にご相談いただければ、被相続人の生前意思をできる限り実現いたします。

記念講演会のお知らせ

日米核同盟と安民法制——北朝鮮情勢の影

講師: 太田 昌克氏 (共同通信編集委員・論説委員)

とき: 2018年1月20日(金) 午後3時から(開場午後2時30分)

ところ: 札幌市教育文化会館講堂 (札幌市中央区北1条西13丁目)

資料代: 500円(高校生以下無料)

主催: 安民法制違憲訴訟北海道の会

問合せ: 北海道の会事務局(011-261-7738)

17年衆院選の結果をふまえ、私たちのすべきこと

弁護士 高崎 裕子

昨年10月、安倍首相は「国難突破解散」として突然衆議院を解散した。森友・加計学園問題で内閣支持率が急落する中、北朝鮮危機への対処、消費税増税による増収増を子育てと教育等に使う用途変更のためというのが理由だ。

しかし、解散により政治空白を生むのではなく、国会で議論すれば足りる問題で、結局、野党の憲法53条に基づく臨時国会開催の要求を棚ざらしにして野党の追及を逃れるため、野党統一の準備が進んでいない今がチャンスと考えたのだ。

安保法制反対等の中で生まれた「市民と野党の共闘」は、前原民進党が小池百合子都知事を代表とする希望の等に合流することを決めたことで「壊滅的」な状況となったが、小池「排除」発言からの流れは、「立憲民主党」の立ち上げ、共産党の候補者取下げ、社民党の協力等々、新たな息吹を創り出した。

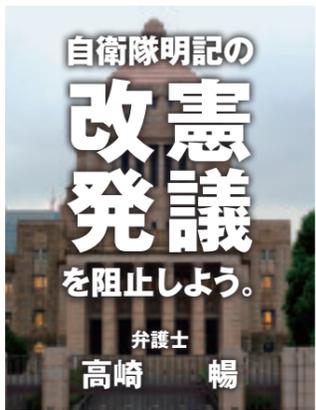
選挙の結果は、自公与党が改憲案発議可能な3分の2を維持し、安倍政権が継続したが、立憲民主党は55議席で野党第一党となった。安倍首相は9条改憲の野望を達成するため、先ず、「自衛隊」を3項に加えるとし、早速、憲法審査会での議論の促進

を求め、当面は自民党内での議論をし、野党第一党が賛成しなくても発議するそぶりを見せている。

今、日本は改憲をめぐる重大な「岐路」に立っている。自衛隊加憲は安保法と集団的自衛権の公然たる憲法での承認で、2項は空文化する。この安倍の野望に戦争への道を阻止し、国民一人ひとりの命と自由を守るため、今、何をすべきかが私達一人ひとりに鋭く問われている。

衆院選の結果は、「市民と野党の共闘」が草の根として根付いていることを確信させたし、この共闘を粘り強く発展させていくことこそが、安倍の野望を阻止する唯一の道であることを改めて教えてくれた。

9条改憲阻止の「3000万署名」運動など、国民が幅広く共感でき、見える形の運動を広げ、平和を守り抜いたことをしっかり歴史に刻む年としたい。



1 改憲勢力が3分の2以上になり、自衛隊明記を柱とする改憲への動きが強まって



弁護士 高崎 暢

安保法制違憲訴訟に全力投球。原告の方の安保法制(戦争法)への思いや、不安はさまざまである。

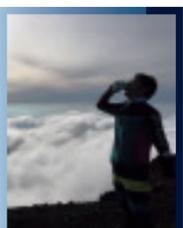
陳述書の聞き取りは、本人の中に沈殿しているもの、自覚されていないものを、探し当て、顕在化させる作業である。それは、作文ではなく、原告とおのれの生き方のたたかいである。自分の思慮がためられている。

政府も国会も憲法改正に向けてまっしぐら。そこに一石を投じる訴訟にしたい。



弁護士 高崎 裕子

韓国のチョ・ジョンレ監督による映画「鬼郷」。日本軍慰安婦として強制された韓国の女性の残酷な人生。10年以上前、自由法曹団女性部総会が韓国ソウルであり、慰安婦とされたハルモニが生活する「ナムの家」を訪ねたときのこと鮮明に思い出された。受けた被害の過酷さゆえに話もできないハルモニ達は、絵を描くことでその体



弁護士 小野 裕貴

山頂で飲むビールはうまい!! あけましておめでとーございます! さて私も弁護士として丸3年を終えて新年を迎えることとなりました。石の上にも3年、茨の中にも3年などと言いますが、今の苦労がいつか成功を収められるように本年も全力で頑張っていきたい所存です。本年は、33歳の私にとって、3という数字に何かと縁があ



弁護士 日西 健仁

る年になりそうです。3という数字は、安定と調和の象徴ですね。本年は仕事のみならず、何か自分なりに3本柱を確立させるという目標をもって1年間邁進して参ります。本年もよろしくお願い致します。

あけましておめでとーございます。早いもので、事務所に入所し、瞬く間に



験や思いを訴えた。監督は、その絵に衝撃を受け、映画製作を決意したという。鬼郷とは魂が故郷に帰ること。女性達は故郷に戻れなかった。せめて魂だけでも戻れるようにとの思いを込めたタイトル。ハルモニ達の意思に寄り添った誠意ある謝罪と女性など弱者が二度と戦争の被害者にならないようにとの監督の思いが詰まった映画に、安倍首相が企む戦争への道を「通さない」決意を新たにしたい。



弁護士 高橋 健太

先日、妻と口論をしていたところ、長男

いる。しかし、毎日新聞の世論調査では、改憲発議は急ぐ必要がないとの回答が66%「急ぐべきだ」の24%を大きく上回っている。FNNの調査では、安倍内閣が最も優先して取り組むべき課題は何かという質問に対し、「憲法改正」との回答はわずか2・8%にとどまった。北朝鮮によるミサイル発射などの「脅威」が喧伝されるなかでも、世論は改憲に対し慎重な姿勢である。

2 安倍改憲は、憲法9条2項の戦力不保持、交戦権否認規定を残したまま、自衛隊を明記するというもの。戦力不保持を定めておきながら自衛隊の存在を明記すれば、「後法は前法に優る」という立法の基本原則から、それと矛盾・抵触する限り既存の憲法条文は法的意味を失う。明記によって、自衛隊は憲法9条2項のコントロールの及ばない存在になる。2項は死文化する。また明記された自衛隊は、戦争法によって集団的自衛権行使や他国軍への「後方支援」の権限が付与された自衛隊である。「専守防衛の自衛隊の合憲化」ではない。さらに、内閣府の世論調査では自衛隊が存在する目的について、「災害派遣」と回答したのが約82%で最も多かった。このことは、国民が期待しているのは「防衛出動」ではなく、「災害派遣」である。他国軍の後方支援などの海外派兵等の任務の比重が大きくなる、災害派遣に支障をきたす恐れがあり、これでは国民の期待とは裏腹である。署名用紙を同封。多くの方にひろめよう。

に「ケンカしちゃだめ!」と言われ、思わず妻も私も固まってしまいました。尋問中に異議を出されても動じなくなってきたのに、まさか3歳児の発言に何も言い返せないとは:。

さて、安保法制は制定から2年が経ち、憲法9条の改正も検討の俎上に載せられています。安保法制の廃止を求め、憲法9条を改正させないため、そして子ども達の将来を守るため、「戦争しちゃだめ!」と声を上げ続けていきたいと思っています。



弁護士 渡部 敏広

昨年、道外の友人が北海道にきたので、友人が行きたがっていた道東を案内して回りました。3日間で1500キロ移動して回りました。友人も北海道の広さを実感したことでしよう。司法過疎問題への取り組みも5年目に突入しました。この広い北海道で少しでも司法過疎問題の解消に関わっていただければと思います。

先日あるテレビ番組で地元である室蘭が紹介されていました。みなさんは、室蘭焼き鳥の3要素、ご存知ですか。豚肉・玉ねぎ・洋からしです。カレーラーメン、鐵の素クッキーなど、室蘭の魅力がどんどん広がっていくことを期待します。

2年が経過しました。より一層精進して参りますので、今後ともよろしくお願い致します。

新年を迎えると、毎年初詣に行き、必ず「今年の目標」を立てているのですが、年末になると、今年の目標って何だったっけ? とはつきり覚えていません。なので、ここで宣言します。今年の目標は「少しでも無理する」です。



退所挨拶 弁護士 瀬戸 悠介

この度、事務所を移籍することになりました。たかさき法律事務所の諸先生方や事務局の皆様には、これまで親身に見守っていただき、感謝の念に堪えません。本事務所を退所することは寂寥の思いがございりますが、今後皆様方に充実した法的サービスを提供できますよう鋭意努力して参りますので、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

NEW FACE

弁護士 工藤 佑一



この度、たかさき法律事務所にて弁護士としてのスタートを切ることになりました。これまでの法科大学院や司法修習といった場での学習、さらには私が見聞きした周囲の人の抱える法律問題等を通じ、適切な手段で法律問題の解決を図ることが出来るか否かによりその事案の帰趨が大きく変わりうることを強く感じました。いよいよ弁護士として仕事を開始することとなり、喜びを感じるとともに、その責任の大きさに緊張感を覚えています。

弁護士としても一人の人間としてもまだまだ未熟者ですが、目の前にいる依頼者が最善の結果を得られるよう、一つ一つの案件に迅速かつ正確に取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

新人弁護士の君へ

弁護士 高崎 暢

入所を心から歓迎する。新人弁護士は、先輩弁護士や職員をちょっぴり緊張させ、刺激を与える。私は、この緊張と刺激がたまらない。君は、いま大きな夢をもって、弁護士のスタートラインに立っている。いつまでも、その初心を忘れないで欲しい。いま、日本は、戦争する国へと大きくカジを切った。平和憲法が投げ捨てられようとしている。人間らしく生きることが困難な状況にある。弁護士として、一人の人間として、本質を見ぬく目を養って欲しい。情熱と行動力をもつ弁護士として、大きく羽ばたくことを期待する。